

令和2年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会（書面開催）議事録

- 1 日 時 令和3年2月18日（木）～3月4日（木）
- 2 審議委員 21人
被保険者代表(6人)：山田委員、浅海委員、土屋委員、三輪委員、長南委員、小杉委員
療養担当者代表(6人)：花谷委員、渡邊委員、奈良橋委員、吉田委員、池田泰委員、
寺田委員
公益代表(6人)：星見委員、西村委員、武藤委員、橋本委員、三木委員、岡田委員
被用者保険等代表（3人）：池田幸雄委員、河久保委員、増子委員
- 3 議 題（諮問事項）
 - (1) 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 - (2) 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の一部を改正する規則について
- 4 配付資料（通知）

【第1回目】令和3年2月18日関係

 - (1) 委員宛て通知
令和2年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会の開催について
別紙1「令和2年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会（書面開催）
の進め方」
別紙2「令和3年2月18日付けにて目黒区長から目黒区国民健康保険事業の運営に
関する協議会に対して諮問された事項に係る質問・意見等について」（質問提
出様式）
 - (2) 添付資料
 - ア 令和2年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会次第
 - イ 諮問文（写）
 - ウ 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料及び同参考資料
 - エ 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿
 - オ 国保のしおり（令和2年度版）

【第2回目】令和3年3月4日関係

 - (1) 委員宛て通知
令和2年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申について
 - (2) 通知添付資料
 - ア 答申文（写）
 - イ 令和2年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会における議案の
採決等について
 - ウ 事務局からの連絡事項

5 書面審議の概要

(1) 書面開催の経緯

目黒区国民健康保険条例及び目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の一部改正を行うにあたり、目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「運営協議会」という。）に諮問し答申を得るため、令和3年3月上旬に運営協議会を開催する予定で準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症に対する国の緊急事態宣言が発令中であり、その延長も予想された中で、委員を招集して対面による会議を開催には慎重な検討が必要となった。

そこで1月下旬に各委員に対して、今回の協議会の開催方法に関して会長に判断を一任することについて諮ることとなった。

その結果を受け、第2回の運営協議会が2度目の緊急事態宣言期間中に開催されるという状況を踏まえ、感染症の感染拡大防止及び委員の安全・安心の確保という観点から、会長判断により書面による開催となった。

(2) 第1回目 令和3年2月18日（木）（書面通知）

議題：目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び目黒区国民健康保険事業の運営に関する規則の一部を改正する規則について

（審議事項1）（審議事項2）

委員宛て書面開催通知により、会議の進め方及び諮問事項に係る内容を説明。諮問事項に対する質問等を書面により事務局あてに提出するよう依頼する。

- ・令和3年2月24日まで 委員からの質問・意見等の受付。
- ・令和3年2月25日 質問・意見の一覧及び質問等への回答を送付。
※委員からの質問・意見は、別添資料「諮問事項に係る質問等と事務局の回答」のとおり。
- ・令和3年3月3日まで 議案（諮問事項）に対する賛否回答の提出。

(3) 第2回目 令和3年3月4日（木）午後1時30分（会長のみ出席）

採決：議案1及び2ともに、過半数の委員から「原案を可とする」旨の回答がある。
会長が、賛否回答及び委員からの質問・意見の原本と事務局からの説明・回答について改めて確認した上で「原案を可とする。」ことに決する。

答申：採決結果に基づき、会長から答申を行う。
会議結果を運営協議会委員に通知。

以 上